

# 青森県報

号外第七十六号

令和五年  
九月十五日  
(金曜日)

決 定 書

青森県青森市橋本3丁目10番19号  
三 上 武 志  
異議申出人  
青森県青森市浜館1丁目16番地8  
藤 美穂子  
参 加 人  
青森県青森市東大野1丁目21番地1  
上記代理人弁護士 赤 津 重 光

## 選挙管理委員会

目 次

- 青森県議会議員一般選挙青森市選挙区における当選の効力  
に関する異議の申出に係る決定……………(事務局)…一  
○右 同……………( 同 )…二

## 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十三号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙青森市選挙区における当選の効力  
に關し、青森市橋本三丁目一〇番一九号、三上武志から提起された異議の申出に対  
し、次のとおり決定したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十五條  
の規定により告示する。

令和四年九月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

異議申出人(以下「申出人」という。)から令和五年4月21日付けで提起された同月9日  
執行の青森県議会議員一般選挙青森市選挙区(以下「本件選挙」という。)における当選の  
効力に関する異議の申出(以下「本件異議の申出」という。)について、青森県選挙管理委  
員会(以下「当委員会」という。)は、以下のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異議の申出の要旨

本件異議の申出の要旨は、本件選挙における当選人後藤美穂子(以下「当選人」という。)  
の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 本件選挙で選挙権を有する者は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)  
第9条の規定により、青森県内の市町村に引き続き3か月以上住所を有する必要がある。  
当選人は、次の理由から、選挙期日前3か月において、青森市内での生活実態、居住期間  
を満たしておらず、本件選挙の選挙権の要件である「引き続き3か月以上青森県内の市町  
村の区域内に住所を有する者」とはいえないため、公職選挙法に定める本件選挙の被選挙  
権を有しない。
- 1 当選人の青森市における自宅とされている建物が登記簿上、他人所有となっている。
  - 2 当選人が経営する会社の登記簿上の本店所在地が東京都にある。
  - 3 当選人が運営するNPO法人の登記簿上の主たる事務所の所在地が五所川原市にあ  
る。
  - 4 当選人のSNSの投稿内容から、少なくとも住民票を青森市に移転した令和4年12  
月25日から令和5年1月7日までの間は青森市にいないことは明らかである。また、  
令和5年1月8日に参政党の党員らの協力で自宅の雪かきをしてもらっているのが目

撃されており、青森市で暮らすのに雪かき道具もないというのは疑問である。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議の申出を適法と認め受理し、利害関係人である当選人を参加人として審理に参加させ、当選人に対して職権で質問を行い、文書等で回答を得た。

また、当選人に証拠書類及び証拠物（以下「証拠書類等」という。）の提出を求め、事実関係を精査し、慎重に審理を行った。

第1 当委員会における審理経過

1 前提となる事実

- (1) 申出人は、本件選挙の選挙人である。
- (2) 令和5年4月9日執行の本件選挙は、同年3月31日に告示され、当選人は同日、立候補の届出を行い、本件選挙に立候補した。当選人の立候補届出書には、当選人の住民票上の住所である「青森県青森市浜館1丁目16番地8（以下「本件住所地」という。）」が記載されていた。
- (3) 令和5年4月9日に本件選挙が執行され、選挙長は、当選人を本件選挙の当選人とする旨を決定して当委員会に報告し、当委員会は、同月12日に当選人を本件選挙の当選人として告示した。

2 当選人の説明

当選人に対して職権による質問を実施し、当選人から文書等により提出された回答の概要は以下のとおりである。

- (1) 当選人の住所  
当選人は、本件選挙の選挙期日まで引き続き3か月（令和5年1月9日から同年4月9日まで）以上本件住所地に住所を有していた。
- (2) 当選人の居住の経緯  
ア 当選人は、令和4年12月17日に、本件住所地に所在する建物（以下「本件建物」という。）について、その所有者である宮城県仙台市に住所を有する知人（以下「A氏」という。）との間で、令和5年1月初旬から同年4月9日までの間、月額5万円で借り受ける賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結した。  
イ 当選人は、令和5年1月4日にA氏から本件建物の鍵を受領した。  
ウ 当選人は、令和5年1月8日に東京都から青森市に移動し、参政党青森支部の党員4名と共に本件建物の雪片付けを行った上で持参した荷物の搬入を行い、同日は青森市内のホテルに宿泊した。  
エ 令和5年1月9日以降、同年4月9日まで、当選人は引き続き本件建物で寝起きして居住していた。

オ エの期間のうち、令和5年1月12日から同月14日まで、同月18日から同月26日まで、同月31日から同年2月4日まで、同年3月2日から同月4日までの合計20日間は、当選人は所用のため八戸市、仙台市、成田市、東京都及び鹿児島県に出張して出張先のホテル及び東京都の実家に宿泊した。

(3) 本件建物を賃借した経緯

ア 本件建物には、平成31年4月までA氏の家族が居住していたが、同月14日にA氏とその家族は宮城県仙台市に転居したため、その後、本件建物は空き家であった。

イ 当選人は、令和4年12月までは青森市内を含め青森県内には居住する拠点を有していなかった。

ウ 当選人は令和4年12月17日に本件賃貸借契約を締結した後、同月25日に従前の東京都の実家の住所から本件住所地に住民登録を移した。

エ 当選人は本件選挙後も本件建物を居住する意向であったが、A氏が令和5年4月に青森市に転拠になった場合は、本件建物から退去する必要があり、かなり短期間の契約となることから、転勤の順末が確定した後で契約書を作成することとされていた。また、賃料についても、本件選挙の終了後にまとめて精算することとされていた。

オ 令和5年3月末にA氏が青森市に転拠しないことが確定したが、本件選挙に関して異議の申出があり、供託金の払戻しが停止されているなどの事情から、当選人はA氏に賃料の精算を当面延期してもらっている。

(4) 当選人の活動状況

ア 当選人は本件選挙の準備活動として、街頭演説・辻立ち・ビラ配り・講演会等の集会（オンライン集会を含む。）といった対外的な活動のほか、参政党青森支部の党員との会合や党本部関係のイベントなどの活動を行っていた。

イ 令和5年1月9日から同年4月8日までの90日間のうち、合計38日は街頭での辻立ちや駅立ちの活動を合計43回行い、また、合計31日は街頭演説を合計67回行った。

ウ これらの活動のため、当選人は日中外出していて本件建物を留守にすることがほとんどであった。

(5) 本件建物における家財道具等の状況

ア 本件建物には人が生活するための家財道具のほとんどが既に設置されており、これに加えて当選人が補充したものは冷蔵庫、調理道具、食器、テレビ、衣類、反射式石油ストーブ程度であった。

イ 冷蔵庫は友人から譲り受けたものであり、調理道具と食器は党員が持ち寄ってくれたもの、テレビと反射式石油ストーブは党員から借り受けたものである。

ウ 自動車は、党員及び後援会関係者から借り受けたものを使用している。

(6) 支出抑制の必要性

ア 当選人は従前、セミナー講師業やイベント企画・運営、物産品のネット販売等の事業で生計を立てていたが、本件選挙の期間前から政治活動を活発に行う必要があり、従来のような事業活動はほとんどできなくなった。

イ 多数回の街頭活動や、チラシ、ビラの印刷費用のため、当選人は個人として抑制できる食費、電気、水道、ガス、灯油の支出を抑制する必要があった。そのため、照明や暖房は当選人の居室のみに限って使用していた。また、暖房は放射式石油ストーブを使用し、エアコン、床暖房、パネルヒーターについては極力使わないようにしていた。

ウ 本件選挙の期間中は、本件建物に参政党青森支部の者が常時来訪していたため、エアコン等の暖房も使用するようになった。

(7) 本件建物における当選人の生活実態

ア 当選人は、従前、青森県の情報を、首都圏を中心とする県外に発信して、ビジネスにつなげることを主な事業としていたため、東京都墨田区の実家を住所として居住していた。当選人は青森市内を含めた青森県内に居住する拠点を有しておらず、青森県を訪れた際は訪問先のホテルに宿泊していた。

イ 令和5年1月8日以降、当選人は、本件建物に居住（1月8日の宿泊は青森市内のホテル）するようになったが、同年4月9日までの期間、本件建物で料理をすることはほとんどなく、食事は、外食または弁当、総菜、パンなどスーパーやコンビニで購入したもので済ませていた。

ウ 電気の使用状況

(7) 本件建物における当選人の電気の使用状況は次のとおりだった。

使用期間 (日数)	第Ⅰ期 12/15～1/16 (33日間)	第Ⅱ期 1/17～2/14 (29日間)	第Ⅲ期 2/15～3/14 (28日間)	第Ⅳ期 3/15～4/16 (33日間)
使用量 (1日平均)	102kWh (12.75kWh※)	313kWh (10.79kWh)	323kWh (11.53kWh)	461kWh (11.53kWh/ 19.58kWh※)
料 金	5,240円	9,783円	10,076円	14,105円
支払日	2/16	3/13	4/25	4/25

※ 使用量の1日平均は、第Ⅰ期は1/9～1/16の8日間使用で計算。第Ⅳ期のうち3/31～4/9の10日間を除く23日間を11.53kWhと仮定すると3/31～4/9は19.58kWh。

(4) 令和5年1月9日から同年3月14日までの電気使用量が少ないのは、同年1月12日から同月14日、同月18日から同月26日、同月31日から同年2月4日の合計17日は、当選人が青森市以外に宿泊して本件建物を留守にしていたこと、当選人が本件建物で居住を始めたときに既に設置してあった電気設備は、室内の

各部屋の照明、各部屋のエアコン、床暖房・パネルヒーター用ボイラー、給湯用ボイラーであったこと、このうち照明とエアコンは当選人が居る部屋のみで使用し、このほかに電気を使用したのは卓上電気ポット、ヘアドライヤー及びパソコンくらいであったこと、当選人は一人暮らしで日中長時間にわたって本件建物を留守にしていたのがほとんどであったことによる。

(9) 令和5年3月15日から同年4月16日までの電気使用量がその前の期間に比べて多いのは、同年3月31日から同年4月9日までの間、参政党の党員2名が本件建物に泊まり込みで選挙運動に当たったことによる。

(10) 本件建物の電気の供給契約はA氏の名義であったが、令和5年2月下旬か同年3月上旬に当選人の名義に変更する手続きを行った。名義を変更するまでの電気料金については、A氏に送付された請求書をA氏が当選人に送付し、当選人が支払っていた。名義変更後は当選人に請求書が送付され、当選人が支払っていた。

エ 水道の使用状況

(7) 本件建物における当選人の水道の使用状況は次のとおりだった。

使用期間 (日数)	第0期 11/12～12/13 (32日間)	第Ⅰ期 12/14～1/14 (32日間)	第Ⅱ期 1/15～2/13 (30日間)	第Ⅲ期 2/14～3/13 (28日間)	第Ⅳ期 3/14～4/13 (31日間)
使用量 (1日平均)	0m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> (0.167m <sup>3</sup> ※)	1m <sup>3</sup> (見積水量)	10m <sup>3</sup>	21m <sup>3</sup> (0.19m <sup>3</sup> / 1.70m <sup>3</sup> ※)
料 金	2,976円	3,042円	3,042円	3,636円	7,266円
支払日	—	2/28	3/13	4/27	—

※ 使用量の1日平均は、第Ⅰ期は1/9～1/14の6日間使用で計算。第Ⅳ期のうち3/31～4/9の10日間を除く21日間を0.19m<sup>3</sup>と仮定すると3/31～4/9は1.70m<sup>3</sup>。

(4) 令和5年1月9日から同年3月13日までの1日平均の水道使用量が少ないのは、電気使用量と同様に、当選人が青森市以外に宿泊して本件建物を留守にした日数が多かったこと、一人暮らしで日中長時間外出していたことのほか、当該期間において料理する余裕がなかったため台所では水道をほとんど使用せず、水道の利用が洗面所、トイレ及び風呂に限られていたことによる。

(9) 令和5年3月14日から同年4月13日までの水道使用量がその前の期間に比べて増えているのは、電気使用量と同様に、同年3月31日からの選挙期間に女性党員2名が本件建物に泊まり込み、かつ、毎日料理をしたことにより台所での水道利用がかなり増えたことが大きく影響している。

(10) 本件建物の水道の供給契約はA氏の名義であったが、令和5年2月15日ごろに当選人の名義に変更する手続きを行った。名義を変更するまでの水道料金については、A氏に送付された請求書をA氏が当選人に送付し、当選人が支払っ

ていた。名義変更後は当選人に請求書が送付され、当選人が支払っていた。

オ ガスの使用状況

(Y) 令和4年12月中旬から令和5年3月16日までの期間における本件建物のガスの使用量はゼロであったが、本件建物においてガスを使用する設備は台所のコンロのみであり、当該期間において当選人が料理をしなかったため、ガスの利用がなかったものである。

(I) 本件建物のガスの供給契約はA氏の名義であったが、令和5年2月15日ごろに当選人の名義に変更する手続きを行った。名義を変更するまでのガス料金については、A氏に送付された請求書をA氏が当選人に送付し、当選人が支払っていた。名義変更後は当選人に請求書が送付され、当選人が支払っていた。

カ 灯油の購入状況

(Y) 灯油ポリタンクに令和5年1月29日、同年2月15日にそれぞれ灯油20リットル、同月27日に灯油40リットルを購入し、この灯油で室内の反射式石油ストーブを稼働して暖房をとった。

(I) 風呂、台所及び洗面所への給湯用ボイラーの燃料は灯油であり、屋外に設置されているホームタンクから供給されていた。入居後しばらくはホームタンクに残っていた灯油で給湯用ボイラーを稼働させていたが、令和5年2月18日に183リットルを給油して、給湯用ボイラーと床暖房・パネルヒーター用ボイラーを稼働させた。また、同年4月9日には灯油切れとなったため、同月11日に再び給油した。

(8) その他

ア 当選人の運転免許証については、更新時期が近かったことから、本件住所地に住所を移転した後も住所変更の手続きは行っていないが、令和5年4月27日に運転免許証を更新し、その際に、東京都墨田区の実家の住所から本件住所地に住所変更の手続きを行った。

イ 当選人名義の銀行口座については、都市銀行2行とインターネット専業銀行1行の口座があるが、いずれも住所変更の手続きは行っていない。

ウ 当選人が代表取締役を務める株式会社(以下「B社」という。)は、研修事業と青森県産品のインターネット販売を行っていた。このうち、インターネット販売については、本件選挙の前後を通じて継続しており、今後も同様に継続予定である。研修事業については、本件選挙の立候補届出前に依頼を受けていたものを令和5年3月までに実施したほかは休止状態であり、今後は公務のないときにオンラインを中心に随時実施予定である。

エ B社の商業登記簿上の本店所在地及びB社名義の銀行口座の住所は東京都墨田区の当選人の実家の住所となっており、住所変更の手続きは行っていない。

オ 当選人が代表理事を務める特定非営利活動法人(以下「C法人」という。)は、

本件選挙前の令和3年から活動休止状態である。

カ C法人の商業登記簿上の主たる事務所の所在地及びC法人名義の銀行口座の住所は五所川原市となっており、住所変更の手続きは行っていない。

3 A氏の説明

本件賃貸借契約の経緯や本件建物の設備等の状況について、当選人を通じてA氏から次のとおり事情を説明する文書が提出された。なお、当該文書にはA氏の署名、押印があり、印鑑登録証明書が添付されている。

(1) 本件建物を賃貸した経緯

ア 当選人はA氏が勤めている会社の元同僚であり、平成7年10月にA氏が本社に転勤したときに、当選人が新入社員として本社に勤務していた。A氏と当選人は同じ部署ではなかったが、業務上・業務外を問わず話をする機会があった。

イ 当選人からA氏に相談があり、A氏は本件建物について、令和4年12月17日に、令和5年1月から同年4月までの間、賃料を月額5万円とする本件賃貸借契約を当選人と締結した。当該契約については、A氏が令和5年4月に青森市に転勤となった場合には、当選人に退去してもらうこととなり、契約期間が短期になる可能性もあったことから、契約締結時に契約書は作成せず、転勤の届末が確定した後で改めて契約書を作成することで合意していた。また、賃料も本件選挙が終了した後にまとめて精算することで合意していた。

ウ 令和4年12月26日に、A氏は当選人から本件選挙における搬選挙権の住所に係る要件を満たすため、令和5年1月9日には本件建物での居住を開始しなければならぬと言われた。そのため、A氏は令和5年1月4日に当選人の実家あてに本件建物の鍵を宅配便で発送し、翌5日に当選人より鍵を受領したとの連絡があった。

エ 令和5年1月8日に、A氏は当選人が青森市に行き、本件建物の雪片付けや荷物の搬入を行ったこと、同日夜はホテルに宿泊したことを聞いた。

オ 令和5年1月11日に、A氏が青森市に出張した際に、当選人とともに本件建物の隣家及び旅館1丁目の町内会班長宅に引越しの挨拶をした。

カ A氏は令和5年3月末に青森市に転動しないことが確定したが、本件建物の賃料については、異議の申出の提起により当選人への供託金の払戻しが停止されていることから、精算を当面延期することになっている。

(2) 本件建物の設備等の状況

ア 本件建物の電気設備は、室内の各部屋の照明と各部屋のエアコン、床暖房・パネルヒーター用ボイラー及び給湯用ボイラーである。

イ 本件建物の水道設備は、台所、洗面所、トイレ及び風呂であり、いずれも1階と2階の両方にある。

ウ 本件建物のガス設備は、1階と2階の台所に設置されたコンロのみである。

エ 本件建物の電気・水道・ガスの各契約はA氏名義であったが、当選人の名義に変更した。名義を当選人に変更するまでは、A氏の住所に送付された請求書を当選人に送り当選人が支払いをしていた。

オ 2台のボイラーには屋外のホーミングから給油しており、当選人の入居時点でホーミングには半分程度の灯油が残っていた。

カ 本件建物の間取りは、1階が3LDK、風呂、洗面所、トイレ及び納戸、2階が2LDK、クローゼット、風呂、洗面所及びトイレとなっており、納戸付きの車庫が併設されている。

第2 当委員会の判断

1 住所認定及び本件選挙における被選挙権についての考え方

住所に係る法令上の定義としては、民法（明治29年法律第89号）第22条に「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定されており、判例では、「選挙に関しては、住所は一人につき一か所に限定されるものと解すべき」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）とされている。

そして、「選挙権の要件としての住所は、生活の本拠、すなわちその者の生活に最も関係の深い一般的な生活、全生活の中心と解すべく、所論のように、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。」（昭和35年3月22日最高裁判所判決）とされており、「一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできない」（平成9年8月25日最高裁判所判決）とされている。

本件選挙における被選挙権については、法第10条第1項第3号は、「都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると定め、法第9条第2項は、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3か月以上上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と定めている。

また、法第9条第3項は、「日本国民たる年齢満18年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3か月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と定めている。

したがって、当選人が本件選挙において被選挙権を有するためには、本件選挙が執

行された令和5年4月9日の時点で引き続き3か月以上、すなわち令和5年1月9日から同年4月9日までの間（以下「本件期間」という。）、青森県内の同一の市町村に住所を有しているか、又は青森県内の同一の市町村に引き続き3か月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き青森県内の市町村に住所を有していなければならぬ。

2 当委員会の認定した事実

当選人が提出した証拠書類等及び当委員会が職権で行った質問等の結果、以下の事実が認められる。

(1) 当選人の住民登録

ア 当選人は令和4年12月25日を転入日として、東京都墨田区の住所から青森県青森市の本件住所地に住民登録をしている。

イ 住民票によると、当選人は単身世帯である。

(2) 本件建物の状況

ア 本件建物の登記事項証明書によると、本件建物の所有者は平成19年8月30日からA氏であり、所在は青森県青森市浜館1丁目16番地8、種類は居宅、構造は木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建て住宅で、床面積は、1階154.64平方メートル、2階101.02平方メートルである。

(3) 当選人の生活状況

ア 令和5年1月8日に本件建物の雪片付けを行った際の写真、及び同日に当選人がホテルに宿泊した際の領収書が提出されている。

イ 本件期間において、当選人が青森県内で食費・生活費等を支出した際のレシート及び領収書の写し並びに電子マネーの利用履歴の写しが152件あり、これらの日付から、当選人は本件期間のうち、少なくとも64日は、1日に1回以上、青森県内で食費・生活費等を支出したことが認められる。

ウ 電気の使用状況

(ウ) 事業者発行の明細により確認できる本件建物の電気の使用状況は次のとおり。なお、令和4年12月15日から令和5年1月16日までの期間については、当選人及びA氏の説明のほか、後述のとおり本件建物の12月分の水道使用量が0㎡であったことから、本件建物は令和5年1月8日に当選人が来るまで無人であったと推定できる。したがって、当該期間の使用量102kWhは令和5年1月9日から同月16日までの8日間に使用したものととして、1日平均の使用量を推計している。

使用期間	使用量	1日平均使用量
令和4年12月15日～令和5年1月16日	102kWh	12.8kWh
※うち1月9日～16日の8日間のみ使用。		※推計値
令和5年1月17日～2月14日	313kWh	10.8kWh

令和5年2月15日～3月14日	323kWh	11.5kWh
令和5年3月15日～4月16日	461kWh	14.0kWh

(イ) 東北電力株式会社ホームページで公表している令和3年度の平均的データによる1か月あたりの電気使用量は、青森県における単身世帯は12月152kWh、1月203kWh（8日間で152kWh）、2月171kWh、3月178kWh、4月143kWhであり、2人世帯は12月319kWh、1月412kWh（8日間で106kWh）、2月366kWh、3月347kWh、4月322kWhである。

(ウ) 本件建物には令和5年1月19日からスマートメーター（電力をデジタルで計測して通信機能を併せ持ち、30分ごとの電気使用量を計測することができる新型メーター）が設置されていたため、本件期間のうち同日以後のすべての日について、24時間におたり30分ごとの電気の使用状況を確認したところ、当選人が終日不在であったと説明している日の電気使用量は、待機電力等により0kWh（0.1kWh未満）から0.2kWh程度で平坦に推移していることから、これを基準として、電力使用量が0.3kWh以上に上昇するような状態が1時間以上に見られた場合は、家電製品のスイッチを操作するなど人為的に電気が使用された可能性が高く、電気使用量が有意に上昇しているものとして、電気使用量の推移を分析した。

(エ) その結果、スマートメーターが設置された令和5年1月19日から同年4月9日までの81日間において、当選人が本件建物に終日不在であったことを認めている14日を除いた67日（出発前に自宅等での活動が可能なため、県外への出発日は含む。）のうち、少なくとも59日については、本件建物の中で人が生活しているとみられる電気使用量の有意な上昇があった。

エ 水道の使用状況

(イ) 事業者発行の明細により確認・算出できる本件建物の水道の使用状況は次のとおり。なお、令和4年12月14日から令和5年1月14日までの期間については、電気の使用状況と同様に、当該期間の使用量1㎡は令和5年1月9日から同年14日までの6日間に使用したものととして、1日平均の使用量を推計している。

使用期間	使用量	1日平均使用量
令和4年11月12日～12月13日	0㎡	0㎡
令和4年12月14日～令和5年1月14日	1㎡	0.167㎡
※うち1月9日～14日の6日間のみ使用。		※推計値
令和5年1月15日～2月13日	1㎡	
※積雪のため検針せず前月同値で見積り。		
令和5年2月14日～3月13日	10㎡	0.190㎡
※前月の実際の使用量を含み、見積値を除く。		
令和5年3月14日～4月13日	21㎡	0.677㎡

(イ) 東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、単身世帯の1か月あたりの平均使用水量は8.1㎡であり、1日平均にすると約0.27㎡である。

オ ガスの使用状況  
事業者発行の明細により確認・算出できる本件建物のガスの使用状況は、令和4年12月中旬から令和5年3月16日までの3か月間の使用量はいずれも0㎡であり、令和5年3月17日から同年4月17日までの使用量は2㎡であった。  
カ 灯油の購入状況

(イ) 反射式石油ストーブに使用する灯油については、令和5年1月29日に20リットル、同年2月15日に20リットル、同年27日に40リットルを購入した領収書が存在する。

(イ) 床暖房・パネルヒーター用ボイラー及び給湯用ボイラーで使用する灯油について、容量約400リットルのホームタンクに令和5年1月8日時点で概ね半分程度の灯油が残っていたというA氏の説明があるほか、同年2月18日に灯油183リットルを購入した領収書がある。また、同年4月9日に灯油が切れ、同日11日に業者に給油してもらったと当選人は説明している。

(ウ) 総務省の家計調査（2023年1～3月計）によると、青森市の2人以上世帯における令和5年1月～3月期の灯油購入金額の平均は40,840円である。また、資源エネルギー庁の石油製品価格調査によると、青森県における令和5年1月～3月の灯油店頭価格の平均は1リットルあたり、106.7円である。これらを用いて試算すると青森市の2人以上世帯における令和5年1月～3月期の灯油購入量の平均は383リットルである。

キ 県外等への外出

(イ) 令和5年1月12日から同年14日までの東京都及び八戸市への外出・宿泊については、八戸市のホテルに宿泊した際の領収書がある。

(イ) 令和5年1月18日から同年26日までの仙台市、成田市及び東京都への外出・宿泊については、新青森駅売店のレジシート及び上野駅発新青森駅着の新幹線の領収書がある。

(ウ) 令和5年1月31日から同年2月4日までの鹿児島県への外出・宿泊については、青森空港の売店及び駐車場のレジシート並びに鹿児島空港への領収書がある。

(エ) 令和5年3月2日から同年4日までの東京都への外出・宿泊については、東京都内の歯科医院の領収書がある。

(イ) 当選人の政治活動等の状況  
当選人の説明のほか、政治活動等の日時を記録した当選人作成の活動状況一覧表が提出されており、これらによると、当選人は本件期間において、青森市及びその近郊において258回にわたり辻立ち、街頭演説、インターネット配信等の政治活動及

び選挙運動や、党員との会議、会食及び外食等を行ったとしている。このうち、80回については、活動状況を撮影した写真やSNSへの投稿などの客観的資料（県内での実施が確認できないものを除く。）があり、当選人は本件期間のうち少なくとも61日は青森県内でこれらの政治活動等を行っていたことが認められる。

3 判断

(1) 当選人が本件建物で居住を開始した日について

前記認定事実を踏まえると、当選人は令和4年12月25日に青森市の本件住所地に住民登録を移し、令和5年1月8日に、支援者らとともに本件建物の雪片付けを行い、荷物を搬入した上で、翌日の同日9日からは連日複数の政治活動を行っていることが写真やSNSへの投稿で確認できることから、当選人の説明どおり同月12日から3日間は県外等に当選人が外出・宿泊していたとしても、同月9日には、青森市内の本件建物で居住を開始したものと認められる。

(2) 本件建物の権利関係について

本件建物については、当選人とA氏の間で契約書が作成されていなかったが、令和5年1月8日までは鍵の引き渡しが行われ、当選人が本件建物を使用できる状況が整えられており、また、A氏は平成31年4月から今日に至るまで、仙台市で勤務しており、本件建物を当選人に貸し出すにあたって、自らが本件建物を退去しなければならぬなどの支障はなかったものである。また、契約書を作成していなかったことや家賃の支払いを保留していることについても、従前からの知人同士の契約であることに鑑みれば、必ずしも不合理なものとははいえず、本件賃貸借契約については当選人とA氏の説明どおり締結されたことが推測できる。

(3) 当選人の生活状況について

ア 令和5年1月9日以降、当選人が青森県内で食費・生活費等を支出した際のレシート及び領収書の写し並びに電子マネーの利用履歴の写しが152件提出されており、本件期間のうち、少なくとも64日は、当該購入をした日時において当選人が青森県内にいたことが認められる。

イ 本件建物における電気の使用状況について、令和5年1月9日から同年3月14日の期間の1か月あたりの電気使用量は、概ね単身世帯の平均的な1か月あたりの電気使用量よりは多く、2人世帯のそれよりはやや少ないものであるが、本件建物が単身世帯の住居としては相応しいことから、当選人が節約に努めたとしても、部屋の広さからエアコンに係る電気使用量が大きくならざるを得ないこと、また、単身世帯や2人世帯の住居では設置されていないことも多いパネルヒーター及び床暖房があり、これに係る電気使用量が大きくなったものと考えたと不自然とまではいえず、また、令和5年3月15日以降は電気使用量が増えていることも、選挙運動のため関係者の出入りが増えたという当選人の説明とも整合している。

ウ 令和5年1月19日以降はスマートフォンによって電気使用量が30分ごとに24時間記録されており、この結果を見ると、当選人が行動記録上本件建物を終日不在とした日を除く67日間のうち、59日は本件建物における電気使用量の有意な上昇があった。

エ 本件建物における水道の使用状況について、令和5年1月9日から同年3月13日までの期間の1か月あたりの使用量は、単身世帯の平均的な1か月あたりの水道使用量と比較すると少ないものではあるが、それでもトイレを複数回使用し、シャワーにより入浴を済ませることができ程度の使用量はあり、当選人が本件期間において自炊していなかった旨を説明していることも踏まえると、明らかに不自然であるとははいえない。また、同年3月14日以降、使用量が相当増加していることについては、女性党員2名が泊まり込み、かつ、台所で毎日料理を行っていたという当選人の説明とも整合している。

オ 本件建物における灯油の購入状況については、反射式石油ストーブ用の灯油を計80リットル購入しており、ポイラー用の灯油については、A氏の説明と当選人の灯油購入の記録から、およそ300リットルから400リットル程度の灯油を消費していたことが推測できる。これらを含ませた灯油消費量は、青森市の2人以上世帯における令和5年1月～3月期の灯油購入量の平均とほぼ同じ水準である。

暖房器具メーカーのカタログ値によると反射式石油ストーブの燃料消費量は、1時間あたり0.25リットル程度であり、1日に5時間使用した場合の消費量は1.25リットル、最初に灯油を購入した令和5年1月29日から同年4月9日までの71日間のうち当選人が県外に外出・宿泊していた8日間を除いた63日間で計算すると合計78.75リットル消費することになり、これは反射式石油ストーブ用の灯油購入量にほぼ相当する。ポイラー用の灯油については、給湯及び床暖房・パネルヒーターの使用によって消費されたものであり、その消費量は、単身世帯としては多いと考えられるものの、電気使用量の場合と同様に本件建物が単身世帯の住居としては大きく、暖房設備が充実していることを考慮すれば不自然とまではいえず、当選人が主に反射式石油ストーブを暖房として使用しながら、エアコン及び床暖房・パネルヒーターを併用していたという説明とも整合する。

(4) 当選人の活動状況について

証書書類として提出された活動状況一覧表は、当選人が作成したものであり、それのみでは客観的な証拠とはいえないが、当選人が活動状況に記載した本件期間における立ちや街頭演説等の活動のうち80回については、当該活動を撮影した写真やSNSへの投稿などの客観的な証拠があり、当選人は本件期間中、少なくとも61日は青森県内において活動していたことが認められる。また、活動自体の客観的な証拠はなくても、活動場所付近で買い物や食事をした領収書や、活動時間から推測される帰宅時間帯において本件建物のスマートフォンで電気使用量が上昇し

た記録など、その他の客観的な証拠と整合するものが多数ある。

(5) 本件住所地以外での生活の可能性及び当選人の生活の本拠について

ア 本件選挙は青森市を選挙区としており、当選人は、青森県内において、本件住所地以外に生活の本拠となり得るような場所を確保する必要性や合理性はないものと認められる。

イ 当選人は青森市に転居する前は、東京都墨田区の実家に住所を置き、東京都を拠点として事業活動を行っていたことは当選人も説明しているところである。このため、東京都の実家が引き続き当選人の生活の本拠であった可能性も含め、当選人の証言及び証拠書類等から認定した事実に基づき検討すると、別表のとおり、本件期間（91日間）において、当選人が本件建物に終日不在であったと説明している16日（県外への外出・宿泊をしていた合計20日から、それぞれの出発日4日を除く。）を除くすべての日（75日）について、当選人の青森県内における生活費や食費の支出、政治活動の実施及び本件建物における当選人の不在時とは異なる電気使用量の有意な上昇など、本件住所地で当選人が生活していたことを推認させる客観的な資料が1つ以上存在するのであって、これらの目において、当該資料が示す時刻を避けて当選人が県外まで移動し寝起きしていたというのは、物理的には不可能ではないとしても、著しく不合理であるといわざるを得ず、本件期間において、当選人の生活の本拠は青森県内すなわち本件住所地にあったと認められる。

ウ 当選人が本件期間において運転免許証及び自分名義の銀行口座の住所変更を行わないままであったことや、登記簿上のB社の本店所在地及びC法人の主たる事務所の所在地並びに各法人名義の銀行口座の住所について変更の手続をしていなかったことについては、選挙権の要件としての住所は、客観的な生活の本拠たる実態を具備しているか否かによって決定すべきとされているところ、前記イでも説示したとおり、当選人が本件住所地において生活していたことを推認させる多数の客観的資料が存在しており、また、これらの変更手続をしていなかったことによる具体的な当選人の生活上の支障や、B社及びC法人の事業活動上の支障が生じないことも考慮すると、当選人の生活の本拠が本件住所地にあったという認定を覆すに足りる事情とはいえない。

エ また、本件期間における当選人の県外への外出・宿泊については、その内訳を見ると、東京都及び八戸市に3日間、仙台市、成田市及び東京都に9日間、鹿児島県に5日間、東京都に3日間と、いずれも短期間であり、これらの期間に東京都の実家等に宿泊した日があったとしても、当選人が本件住所地で生活していたという認定に影響を与えるものではない。

(6) まとめ

以上により、当選人は、令和5年4月9日の時点で引き続き3か月以上、本件住

所地を生活の本拠としており、青森県青森市の区域内に住所を有していたと認められるので、本件選挙の被選挙権を有している。

### 第3 結論

以上によれば、申出人の本件異議の申出は、理由がない。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

令和5年9月8日

青森県選挙管理委員会  
委員長 畑 井 義 徳

法第207条の規定により、この決定に不服のあるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、仙台高等裁判所に訴訟を提起することができる。

別表

1月8日			街頭演説、雪片付け・ミーティング、市議後援会新年会	県内に不在であったと自ら説明する日
1月9日			街頭演説①、街頭演説②、オンライン会議、会議	
1月10日	1件		辻立ち、オンライン会議、事務手続、休憩(喫茶店)、オンライン会議	
1月11日			街頭演説、記者会見、隣家挨拶、外食	
1月12日	1件		出版記念パーティー司会(東京都)	夜外泊
1月13日			荷物整理(東京都)	終日不在
1月14日			研修(八戸市)	終日不在
1月15日	1件		街頭演説、外食、会議	
1月16日	8件		街頭演説、町会費支払い、オンライン会議	
1月17日			街頭演説、オンライン会議①、オンライン会議②、外食	
1月18日	3件		辻立ち、オンライン会議、町会長訪問、講演会(仙台市)	夜外泊
1月19日		(スマートフォンメーカーの設置日)	研修会(成田市)	終日不在
1月20日			研修会(成田市)	終日不在
1月21日			チラシ等作成・打ち合わせ(東京都)、オンライン会議(東京都)	終日不在
1月22日			オンライン会議(東京都)	終日不在
1月23日			チラシ等作成・打ち合わせ(東京都)、オンラインセミナー(東京都)	終日不在
1月24日			オンライン会議①(東京都)、オンライン会議②(東京都)	終日不在
1月25日			党記者会見(参議院議員会館)、党勉強会・動画収録(東京都)	終日不在
1月26日				終日不在
1月27日		有り	チラシ等作成・打ち合わせ、自宅前で写真撮影	
1月28日	1件	有り	街頭演説、集会、後援会交流会	
1月29日	4件	有り	街頭演説、会議	
1月30日	5件	有り	街頭演説、インターネット配信	
1月31日	2件		街頭演説、オンライン会議	夜外泊
2月1日			お寺お籠り修行(鹿児島)	終日不在

2月2日			お寺お籠り修行(鹿児島)	終日不在
2月3日			お寺お籠り修行(鹿児島)	終日不在
2月4日			お寺お籠り修行(鹿児島)	終日不在
2月5日	2件	有り	街頭演説、オンライン会議	
2月6日	2件	有り	辻立ち、あいさつ回り、オンライン集会	
2月7日	3件	有り	辻立ち、オンライン会議、駅立ち、外食	
2月8日	2件	有り	辻立ち、あいさつ回り	
2月9日	2件	有り	辻立ち、オンライン会議、あいさつ回り、集会	
2月10日	1件	有り	辻立ち、あいさつ回り、外食、オンライン会議	
2月11日	6件	有り	街頭演説、外食、ピラ配り、外食	
2月12日	3件	有り	あいさつ回り、街頭演説、オンライン会議、友人が事務所訪問	
2月13日	2件	有り	辻立ち、あいさつ回り、ポスター受け取り、オンライン集会	
2月14日	2件	有り	辻立ち、オンライン会議、あいさつ回り、インターネット配信	
2月15日	3件	有り	辻立ち、あいさつ回り①、外食、あいさつ回り②	
2月16日	3件		辻立ち、あいさつ回り	
2月17日	4件		辻立ち、外食①、外食②、あいさつ回り	
2月18日	2件		あいさつ回り①、街頭演説、あいさつ回り②、オンライン会議	
2月19日	4件		あいさつ回り、ピラ配り、オンライン会議	
2月20日	2件	有り	辻立ち、オンライン会議	
2月21日	1件		辻立ち、あいさつ回り、チラシ作成作業、県主催会議	
2月22日	2件	有り	自宅雪片付け、経営者セミナー、オンライン集会、会議	
2月23日	3件	有り	オンライン選挙セミナー、あいさつ回り	
2月24日	2件		辻立ち、チラシ作成、集会	
2月25日	3件	有り	あいさつ回り①、あいさつ回り②、集会	
2月26日	2件	有り	あいさつ回り、駅前タウンスミューズ、オンライン会議	
2月27日	5件	有り	辻立ち、あいさつ回り、会議①、会議②	
2月28日	2件	有り	辻立ち、オンライン会議、立候補者説明会、駅立ち、あいさつ回り	

3月1日	生活費等の支出の記録	電気使用量の有意な上昇	政治活動等の記録 (下線は写真等の客観的資料のあるもの)	県内に不在であったと自ら説明する日
3月2日	5件	有り	辻立ち、あいさつ回り、駅立ち	
3月3日		有り	辻立ち	夜外泊
3月4日			歯科 (東京都)	終日不在
3月5日			党大会 (東京都)	終日不在
3月6日	1件	有り	あいさつ回り、 <b>街頭演説</b> 、会議、インターネット配信	
3月7日	2件	有り	<b>辻立ち</b> 、あいさつ回り①、街頭演説、あいさつ回り②、オンライン会議	
3月8日	1件	有り	<b>辻立ち</b> 、あいさつ回り、会議、オンライン会議	
3月9日	3件	有り	あいさつ回り、事務所で面会、会食	
3月10日	2件	有り	<b>事務所開き</b> 、あいさつ回り、 <b>外食</b> 、集会	
3月11日	2件	有り	あいさつ回り、オンライン会議	
3月12日	5件	有り	<b>街頭演説</b> 、 <b>外食</b> 、あいさつ回り、会食	
3月13日	あり	有り	あいさつ回り、 <b>街頭演説</b> 、あいさつ回り、オンライン会議	
3月14日	2件	有り	<b>辻立ち</b> 、あいさつ回り、街頭演説、オンラインミニ講演	
3月15日	2件	有り	辻立ち、オンライン会議、研修 (八戸市・日帰り)	
3月16日	2件	有り	<b>辻立ち</b> 、 <b>外食</b> 、あいさつ回り、チラシ入稿	
3月17日	2件	有り	<b>辻立ち</b> 、あいさつ回り、集会	
3月18日	3件	有り	<b>辻立ち</b> 、 <b>外食</b> 、街頭演説、会食	
3月19日	1件	有り	風力発電計画説明会、あいさつ回り、オンライン会議	
3月20日	1件	有り	あいさつ回り①、 <b>外食</b> 、 <b>街頭演説</b> 、あいさつ回り②、会議	
3月21日	2件	有り	<b>辻立ち</b> 、駅立ち	
3月22日	1件	有り	<b>街頭演説</b> 、タウンミーティング	
3月23日	3件	有り	<b>辻立ち</b> 、あいさつ回り	
3月24日	3件	有り	辻立ち、ホームページ打ち合わせ、集会	
3月25日	1件	有り	<b>辻立ち</b> 、あいさつ回り、 <b>インターネット配信</b>	
3月26日	2件	有り	あいさつ回り、 <b>街頭演説</b>	
3月27日	3件	有り	あいさつ回り①、会食、あいさつ回り②	
3月28日	2件	有り	<b>辻立ち</b> 、あいさつ回り、 <b>経営研究会</b>	
3月28日	1件	有り	<b>街頭演説</b> ①、 <b>街頭演説</b> ②、 <b>街頭演説</b> ③	

3月29日	生活費等の支出の記録	電気使用量の有意な上昇	政治活動等の記録 (下線は写真等の客観的資料のあるもの)	県内に不在であったと自ら説明する日
3月29日	2件	有り	ホームページ打ち合わせ、 <b>インターネット配信</b>	
3月30日	4件	有り	<b>辻立ち</b> 、あいさつ回り、ミーティング	
3月31日		有り	<b>街頭演説</b> ①、 <b>街頭演説</b> ②、 <b>街頭演説</b> ③、 <b>街頭演説</b> ④	
4月1日	1件	有り	<b>街頭演説</b> ①、 <b>街頭演説</b> ②、 <b>街頭演説</b> ③	
4月2日	1件	有り	<b>街頭演説</b> ①、 <b>街頭演説</b> ②、 <b>街頭演説</b> ③、 <b>街頭演説</b> ④、 <b>街頭演説</b> ⑤	
4月3日	1件	有り	辻立ち、 <b>街頭演説</b> ①、 <b>街頭演説</b> ②、 <b>街頭演説</b> ③、 <b>街頭演説</b> ④	
4月4日		有り	辻立ち、 <b>街頭演説</b> ①、 <b>街頭演説</b> ②、 <b>街頭演説</b> ③、 <b>街頭演説</b> ④	
4月5日	1件	有り	辻立ち、 <b>街頭演説</b> ①、 <b>街頭演説</b> ②、 <b>街頭演説</b> ③、 <b>街頭演説</b> ④、 <b>街頭演説</b> ⑤	
4月6日		有り	<b>辻立ち</b> 、 <b>街頭演説</b> ①、 <b>街頭演説</b> ②、 <b>街頭演説</b> ③、 <b>街頭演説</b> ④、 <b>街頭演説</b> ⑤、 <b>街頭演説</b> ⑥	
4月7日		有り	辻立ち、 <b>街頭演説</b> ①、 <b>街頭演説</b> ②、 <b>街頭演説</b> ③、 <b>街頭演説</b> ④、 <b>個人演説</b>	
4月8日	1件	有り	<b>街頭演説</b> ①、 <b>街頭演説</b> ②、 <b>街頭演説</b> ③、 <b>街頭演説</b> ④、 <b>街頭演説</b> ⑤、 <b>街頭演説</b> ⑥、 <b>街頭演説</b> ⑦	
4月9日		有り	投票、 <b>神社で折戻</b> 、 <b>外食</b>	

青森県選挙管理委員会告示第六十四号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙青森市選挙区における当選の効力  
に關し、青森市橋本二丁目三番一号橋本マンション四〇一号、平川好治から提起され  
た異議の申出に対し、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百  
号）第二百十五条の規定により告示する。

令和四年九月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

決 定 書

青森県青森市橋本2丁目3番1号  
橋本マンション401号  
異議申出人 平 川 好 治  
青森県青森市浜館1丁目16番地8  
参 加 人 後 藤 美穂子  
青森県青森市東大野1丁目21番地1  
上記代理人弁護士 赤 津 重 光

異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年4月21日付けで提起された同月9日  
執行の青森県議会議員一般選挙青森市選挙区（以下「本件選挙」という。）における当選の  
効力に關する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、青森県選挙管理委  
員会（以下「当委員会」という。）は、以下のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異議の申出の要旨

本件異議の申出の要旨は、本件選挙における当選人後藤美穂子（以下「当選人」という。）  
の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

本件選挙で選挙権を有する者は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）  
第9条の規定により、青森県内の市町村に引き続き3か月以上住所を有する必要がある。

当選人は、次の理由から、選挙期日前3か月において、青森市内での生活実態、居住期間  
を満たしておらず、本件選挙の選挙権の要件である「引き続き3か月以上青森県内の市町  
村の区域内に住所を有する者」とはいえないため、公職選挙法に定める本件選挙の被選挙  
権を有しない。

- 1 当選人が経営する会社の登記簿上の本店所在地が東京都にある。
- 2 当選人が運営するNPO法人の登記簿上の主たる事務所の所在地が五所川原市にあ  
る。

- 3 当選人のSNSの投稿内容から、令和4年12月26日（推定）から令和5年1月7日  
までの間は青森市におらず、その後も八戸市や仙台市での行動が続いている。また、  
令和5年1月8日に自宅の玄関前において複数人で大量の雪片付けを行っているのが

目撃されており、居住実態があればそのような状況にはならないはずである。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議の申出を適法と認めて受理し、利害関係人である当選人を参加人として審理に参加させ、当選人に対して職権で質問を行い、文書等で回答を得た。

また、当選人に証拠書類及び証拠物（以下「証拠書類等」という。）の提出を求め、事実関係を精査し、慎重に審理を行った。

第1 当委員会における審理経過

1 前提となる事実

- (1) 申出人は、本件選挙の選挙人である。
- (2) 令和5年4月9日執行の本件選挙は、同年3月31日に告示され、当選人は同日、立候補の届出を行い、本件選挙に立候補した。当選人の立候補届出書には、当選人の住民票上の住所である「青森県青森市浜館1丁目16番地8（以下「本件住所地」という。）」が記載されていた。
- (3) 令和5年4月9日に本件選挙が執行され、選挙長は、当選人を本件選挙の当選人とする旨を決定して当委員会に報告し、当委員会は、同月12日に当選人を本件選挙の当選人として告示した。

2 当選人の説明

当選人に対して職権による質問を実施し、当選人から文書等により提出された回答の概要は以下のとおりである。

- (1) 当選人の住所  
当選人は、本件選挙の選挙期日まで引き続き3か月（令和5年1月9日から同年4月9日まで）以上本件住所地に住所を有していた。
- (2) 当選人の居住の経緯  
ア 当選人は、令和4年12月17日に、本件住所地に所在する建物（以下「本件建物」という。）について、その所有者である宮城県仙台市に住所を有する知人（以下「A氏」という。）との間で、令和5年1月初旬から同年4月9日までの間、月額5万円で借り受ける賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結した。  
イ 当選人は、令和5年1月4日にA氏から本件建物の鍵を受領した。  
ウ 当選人は、令和5年1月8日に東京都から青森市に移動し、参政党青森支部の党員4名と共に本件建物の雪片付けを行った上で持参した荷物の搬入を行い、同日は青森市内のホテルに宿泊した。  
エ 令和5年1月9日以降、同年4月9日まで、当選人は引き続き本件建物で寝起きして居住していた。

オ エの期間のうち、令和5年1月12日から同月14日まで、同月18日から同月26日まで、同月31日から同年2月4日まで、同年3月2日から同月4日までの合計20日間は、当選人は所用のため八戸市、仙台市、成田市、東京都及び鹿児島県に出張して出張先のホテル及び東京都の実家に宿泊した。

(3) 本件建物を賃借した経緯

ア 本件建物には、平成31年4月までA氏の家族が居住していたが、同月14日にA氏とその家族は宮城県仙台市に転居したため、その後、本件建物は空き家であった。

イ 当選人は、令和4年12月までは青森市内を含め青森県内には居住する拠点を有していなかった。

ウ 当選人は令和4年12月17日に本件賃貸借契約を締結した後、同月25日に従前の東京都の実家の住所から本件住所地に住民登録を移した。

エ 当選人は本件選挙後も本件建物に居住する意向であったが、A氏が令和5年4月に青森市に転拠になった場合は、本件建物から退去する必要があり、かなり短期間の契約となることから、転拠の順末が確定した後で契約書を作成することとされていた。また、賃料についても、本件選挙の終了後にまとめて精算することとされていた。

オ 令和5年3月末にA氏が青森市に転拠しないことが確定したが、本件選挙に関して異議の申出があり、供託金の払戻しが停止されているなどの事情から、当選人はA氏に賃料の精算を当面延期してもらっている。

(4) 当選人の活動状況

ア 当選人は本件選挙の準備活動として、街頭演説・辻立ち・ビラ配り・講演会等の集会（オンライン集会を含む。）といった対外的な活動のほか、参政党青森支部の党員との会合や党本部関係のイベントなどの活動を行っていた。

イ 令和5年1月9日から同年4月8日までの90日間のうち、合計38日は街頭での辻立ちや駅立ちの活動を合計43回行い、また、合計31日は街頭演説を合計67回行った。

ウ これらの活動のため、当選人は日中外出して本件建物を留守にすることがほとんどであった。

(5) 本件建物における家財道具等の状況

ア 本件建物には人が生活するための家財道具のほとんどが既に設置されており、これに加えて当選人が補充したものは冷蔵庫、調理道具、食器、テレビ、衣類、反射式石油ストーブ程度であった。

イ 冷蔵庫は友人から譲り受けたものであり、調理道具と食器は党員が持ち寄ってくれたもの、テレビと反射式石油ストーブは党員から借り受けたものである。

ウ 自動車は、党員及び後援会関係者から借り受けたものを使用している。

(6) 支出抑制の必要性

ア 当選人は従前、セミナー講師業やイベント企画・運営、物産品のネット販売等の事業で生計を立てていたが、本件選挙の期間前から政治活動を活発に行う必要があり、従来のような事業活動はほとんどできなくなった。

イ 多数回の街頭活動や、チラシ、ビラの印刷費用のため、当選人は個人として抑制できる食費、電気、水道、ガス、灯油の支出を抑制する必要があった。そのため、照明や暖房は当選人の居室のみに限って使用していた。また、暖房は放射式石油ストーブを使用し、エアコン、床暖房、パネルヒーターについては極力使わないようにしていた。

ウ 本件選挙の期間中は、本件建物に参政党青森支部の者が常時来訪していたため、エアコン等の暖房も使用するようになった。

(7) 本件建物における当選人の生活実態

ア 当選人は、従前、青森県の情報を、首都圏を中心とする県外に発信して、ビジネスにつなげることを主な事業としていたため、東京都墨田区の実家を住所としておらず、青森県を訪れた際は訪問先のホテルに宿泊していた。

イ 令和5年1月8日以降、当選人は、本件建物に居住（1月8日の宿泊は青森市内のホテル）するようになったが、同年4月9日までの期間、本件建物で料理をすることはほとんどなく、食事は、外食または弁当、総菜、パンなどスーパーやコンビニで購入したもので済ませていた。

ウ 電気の使用状況

(7) 本件建物における当選人の電気の使用状況は次のとおりだった。

使用期間 (日数)	第Ⅰ期 12/15～1/16 (33日間)	第Ⅱ期 1/17～2/14 (29日間)	第Ⅲ期 2/15～3/14 (28日間)	第Ⅳ期 3/15～4/16 (33日間)
使用量 (1日平均)	102kWh (12.75kWh※)	313kWh (10.79kWh)	323kWh (11.53kWh)	461kWh (11.53kWh/ 19.58kWh※)
料 金	5,240円	9,783円	10,076円	14,105円
支払日	2/16	3/13	4/25	4/25

※ 使用量の1日平均は、第Ⅰ期は1/9～1/16の8日間使用で計算。第Ⅳ期のうち3/31～4/9の10日間を除く23日間を11.53kWhと仮定すると3/31～4/9は19.58kWh。

(4) 令和5年1月9日から同年3月14日までの電気使用量が少ないのは、同年1月12日から同月14日、同月18日から同月26日、同月31日から同年2月4日の合計17日は、当選人が青森市以外に宿泊して本件建物を留守にしていたこと、当選人が本件建物で居住を始めたときに既に設置してあった電気設備は、室内の

各部屋の照明、各部屋のエアコン、床暖房・パネルヒーター用ボイラー、給湯用ボイラーであったこと、このうち照明とエアコンは当選人が居る部屋のみで使用し、このほかに電気を使用したのは卓上電気ポット、ヘアドライヤー及びパソコンくらいであったこと、当選人は一人暮らしで日中長時間にわたって本件建物を留守にしていたのがほとんどであったことによる。

(4) 令和5年3月15日から同年4月16日までの電気使用量がその前の期間に比べて多いのは、同年3月31日から同年4月9日までの間、参政党の党員2名が本件建物に泊まり込みで選挙運動に当たったことによる。

(5) 本件建物の電気の供給契約はA氏の名義であったが、令和5年2月下旬か同年3月上旬に当選人の名義に変更する手続きを行った。名義を変更するまでの電気料金については、A氏に送付された請求書をA氏が当選人に送付し、当選人が支払っていた。名義変更後は当選人に請求書が送付され、当選人が支払っていた。

エ 水道の使用状況

(7) 本件建物における当選人の水道の使用状況は次のとおりだった。

使用期間 (日数)	第0期 11/12～12/13 (32日間)	第Ⅰ期 12/14～1/14 (32日間)	第Ⅱ期 1/15～2/13 (30日間)	第Ⅲ期 2/14～3/13 (28日間)	第Ⅳ期 3/14～4/13 (31日間)
使用量 (1日平均)	0m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> (0.167m <sup>3</sup> ※)	1m <sup>3</sup> (見積水量)	10m <sup>3</sup>	21m <sup>3</sup> (0.19m <sup>3</sup> / 1.70m <sup>3</sup> ※)
料 金	2,976円	3,042円	3,042円	3,636円	7,266円
支払日	—	2/28	3/13	4/27	—

※ 使用量の1日平均は、第Ⅰ期は1/9～1/14の6日間使用で計算。第Ⅳ期のうち3/31～4/9の10日間を除く21日間を0.19m<sup>3</sup>と仮定すると3/31～4/9は1.70m<sup>3</sup>。

(4) 令和5年1月9日から同年3月13日までの1日平均の水道使用量が少ないのは、電気使用量と同様に、当選人が青森市以外に宿泊して本件建物を留守にした日数が多かったこと、一人暮らしで日中長時間外出していたことのほか、当該期間において料理する余裕がなかったため台所では水道をほとんど使用せず、水道の利用が洗面所、トイレ及び風呂に限られていたことによる。

(4) 令和5年3月14日から同年4月13日までの水道使用量がその前の期間に比べて増えているのは、電気使用量と同様に、同年3月31日からの選挙期間に女性党員2名が本件建物に泊まり込み、かつ、毎日料理をしたことにより台所での水道利用がかなり増えたことが大きく影響している。

(5) 本件建物の水道の供給契約はA氏の名義であったが、令和5年2月15日ごろに当選人の名義に変更する手続きを行った。名義を変更するまでの水道料金については、A氏に送付された請求書をA氏が当選人に送付し、当選人が支払っ

ていた。名義変更後は当選人に請求書が送付され、当選人が支払っていた。

オ ガスの使用状況

(Y) 令和4年12月中旬から令和5年3月16日までの期間における本件建物のガスの使用量はゼロであったが、本件建物においてガスを使用する設備は台所のコンロのみであり、当該期間において当選人が料理をしなかったため、ガスの利用がなかったものである。

(I) 本件建物のガスの供給契約はA氏の名義であったが、令和5年2月15日ごろに当選人の名義に変更する手続きを行った。名義を変更するまでのガス料金については、A氏に送付された請求書をA氏が当選人に送付し、当選人が支払っていた。名義変更後は当選人に請求書が送付され、当選人が支払っていた。

カ 灯油の購入状況

(Y) 灯油ポリタンクに令和5年1月29日、同年2月15日にそれぞれ灯油20リットル、同日27日に灯油40リットルを購入し、この灯油で室内の反射式石油ストーブを稼働して暖房をとった。

(I) 風呂、台所及び洗面所への給湯用ボイラーの燃料は灯油であり、屋外に設置されているホームタンクから供給されていた。入居後しばらくはホームタンクに残っていた灯油で給湯用ボイラーを稼働させていたが、令和5年2月18日に183リットルを給油して、給湯用ボイラーと床暖房・パネルヒーター用ボイラーを稼働させた。また、同年4月9日には灯油切れとなったため、同日11日に再び給油した。

(8) その他

ア 当選人の運転免許証については、更新時期が近かったことから、本件住所地に住所を移転した後も住所変更の手続きは行っていないが、令和5年4月27日に運転免許証を更新し、その際に、東京都墨田区の実家の住所から本件住所地に住所変更の手続きを行った。

イ 当選人名義の銀行口座については、都市銀行2行とインターネット專業銀行1行の口座があるが、いずれも住所変更の手続きは行っていない。

ウ 当選人が代表取締役を務める株式会社(以下「B社」という。)は、研修事業と青森県産品のインターネット販売を行っていた。このうち、インターネット販売については、本件選挙の前後を通じて継続しており、今後も同様に継続予定である。研修事業については、本件選挙の立候補届出前に依頼を受けていたものを令和5年3月までに実施したほかは休止状態であり、今後は公務のないときにオンラインを中心に随時実施予定である。

エ B社の商業登記簿上の本店所在地及びB社名義の銀行口座の住所は東京都墨田区の当選人の実家の住所となっており、住所変更の手続きは行っていない。

オ 当選人が代表理事を務める特定非営利活動法人(以下「C法人」という。)は、

本件選挙前の令和3年から活動休止状態である。

カ C法人の商業登記簿上の主たる事務所の所在地及びC法人名義の銀行口座の住所は五所川原市となっており、住所変更の手続きは行っていない。

3 A氏の説明

本件賃貸借契約の経緯や本件建物の設備等の状況について、当選人を通じてA氏から次のとおり事情を説明する文書が提出された。なお、当該文書にはA氏の署名、押印があり、印鑑登録証明書が添付されている。

(1) 本件建物を賃貸した経緯

ア 当選人はA氏が勤めている会社の元同僚であり、平成7年10月にA氏が本社に転勤したときに、当選人が新入社員として本社に勤務していた。A氏と当選人は同じ部署ではなかったが、業務上・業務外を問わず話をする機会があった。

イ 当選人からA氏に相談があり、A氏は本件建物について、令和4年12月17日に、令和5年1月から同年4月までの間、賃料を月額5万円とする本件賃貸借契約を当選人と締結した。当該契約については、A氏が令和5年4月に青森市に転勤となった場合には、当選人に退去してもらうこととなり、契約期間が短期になる可能性もあったことから、契約締結時に契約書は作成せず、転勤の届末が確定した後で改めて契約書を作成することで合意していた。また、賃料も本件選挙が終了した後にまとめて精算することで合意していた。

ウ 令和4年12月26日に、A氏は当選人から本件選挙における被選挙権の住所に係る要件を満たすため、令和5年1月9日には本件建物での居住を開始しなければならぬと言われた。そのため、A氏は令和5年1月4日に当選人の実家あてに本件建物の鍵を宅配便で発送し、翌5日に当選人より鍵を受領したとの連絡があった。

エ 令和5年1月8日に、A氏は当選人が青森市に行き、本件建物の雪片付けや荷物の搬入を行ったこと、同日夜はホテルに宿泊したことを聞いた。

オ 令和5年1月11日に、A氏が青森市に出張した際に、当選人とともに本件建物の隣家及び旅館1丁目の町内会班長宅に引越しの挨拶をした。

カ A氏は令和5年3月末に青森市に転動しないことが確定したが、本件建物の賃料については、異議の申出の提起により当選人への供託金の払戻しが停止されていることから、精算を当面延期することになっている。

(2) 本件建物の設備等の状況

ア 本件建物の電気設備は、室内の各部屋の照明と各部屋のエアコン、床暖房・パネルヒーター用ボイラー及び給湯用ボイラーである。

イ 本件建物の水道設備は、台所、洗面所、トイレ及び風呂であり、いずれも1階と2階の両方にある。

ウ 本件建物のガス設備は、1階と2階の台所に設置されたコンロのみである。

エ 本件建物の電気・水道・ガスの各契約はA氏名義であったが、当選人の名義に変更した。名義を当選人に変更するまでは、A氏の住所に送付された請求書を当選人に送り当選人が支払いをしていた。

オ 2台のボイラーには屋外のホームタンクから給油しており、当選人の入居時点でホームタンクには半分程度の灯油が残っていた。

カ 本件建物の間取りは、1階が3LDK、風呂、洗面所、トイレ及び納戸、2階が2LDK、クローゼット、風呂、洗面所及びトイレとなっており、納戸付きの車庫が併設されている。

第2 当委員会の判断

1 住所認定及び本件選挙における被選挙権についての考え方  
住所に係る法令上の定義としては、民法（明治29年法律第89号）第22条に「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定されており、判例では、「選挙に関しては、住所は一人につき一か所に限定されるものと解すべき」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）とされている。

そして、「選挙権の要件としての住所は、生活の本拠、すなわちその者の生活に最も関係の深い一般的な生活、全生活の中心と解すべく、所論のように、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。」（昭和35年3月22日最高裁判所判決）とされており、「一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできない」（平成9年8月25日最高裁判所判決）とされている。

本件選挙における被選挙権については、法第10条第1項第3号は、「都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると定め、法第9条第2項は、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3か月以上上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と定めている。

また、法第9条第3項は、「日本国民たる年齢満18年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3か月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と定めている。

したがって、当選人が本件選挙において被選挙権を有するためには、本件選挙が執

行された令和5年4月9日の時点で引き続き3か月以上、すなわち令和5年1月9日から同年4月9日までの間（以下「本件期間」という。）、青森県内の同一の市町村に住所を有しているか、又は青森県内の同一の市町村に引き続き3か月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き青森県内の市町村に住所を有していなければならぬ。

2 当委員会の認定した事実

当選人が提出した証拠書類等及び当委員会が職権で行った質問等の結果、以下の事実が認められる。

(1) 当選人の住民登録

ア 当選人は令和4年12月25日を転入日として、東京都墨田区の住所から青森県青森市の本件住所地に住民登録をしている。

イ 住民票によると、当選人は単身世帯である。

(2) 本件建物の状況

ア 本件建物の登記事項証明書によると、本件建物の所有者は平成19年8月30日からA氏であり、所在は青森県青森市浜館1丁目16番地8、種類は居宅、構造は木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建て住宅で、床面積は、1階154.64平方メートル、2階101.02平方メートルである。

(3) 当選人の生活状況

ア 令和5年1月8日に本件建物の雪片付けを行った際の写真、及び同日に当選人がホテルに宿泊した際の領収書が提出されている。

イ 本件期間において、当選人が青森県内で食費・生活費等を支出した際のレシート及び領収書の写し並びに電子マネーの利用履歴の写しが152件あり、これらの日付から、当選人は本件期間のうち、少なくとも64日は、1日に1回以上、青森県内で食費・生活費等を支出したことが認められる。

ウ 電気の使用状況

(ウ) 事業者発行の明細により確認できる本件建物の電気の使用状況は次のとおり。なお、令和4年12月15日から令和5年1月16日までの期間については、当選人及びA氏の説明のほか、後述のとおり本件建物の12月分の水道使用量が0㎡であったことから、本件建物は令和5年1月8日に当選人が来るまで無人であったと推定できる。したがって、当該期間の使用量102kWhは令和5年1月9日から同月16日までの8日間に使用したものととして、1日平均の使用量を推計している。

使用期間	使用量	1日平均使用量
令和4年12月15日～令和5年1月16日	102kWh	12.8kWh
※うち1月9日～16日の8日間のみ使用。		※推計値
令和5年1月17日～2月14日	313kWh	10.8kWh

- 令和 5 年 2 月 15 日～3 月 14 日 323kWh 11.5kWh
  - 令和 5 年 3 月 15 日～4 月 16 日 461kWh 14.0kWh
- (イ) 東北電力株式会社ホームページで公表している令和 3 年度の平均的データによる 1 か月あたりの電気使用量は、青森県における単身世帯は12月152kWh、1月203kWh（8日間で152kWh）、2月171kWh、3月178kWh、4月143kWhであり、2人世帯は12月319kWh、1月412kWh（8日間で106kWh）、2月366kWh、3月347kWh、4月322kWhである。

(ウ) 本件建物には令和 5 年 1 月 19 日からスマートメーター（電力をデジタルで計測して通信機能を併せ持ち、30分ごとの電気使用量を計測することができる新型メーター）が設置されていたため、本件期間のうち同日以後のすべての日について、24時間におたり30分ごとの電気の使用状況を確認したところ、当選人が終日不在であったと説明している日の電気使用量は、待機電力等により 0kWh（0.1kWh未満）から0.2kWh程度で平坦に推移していることから、これを基準として、電力使用量が0.3kWh以上に上昇するような状態が1時間以上にわたりに見られた場合は、家電製品のスイッチを操作するなど人為的に電気が使用された可能性が高く、電気使用量が有意に上昇しているものとして、電気使用量の推移を分析した。

(エ) その結果、スマートメーターが設置された令和 5 年 1 月 19 日から同年 4 月 9 日までの81日間において、当選人が本件建物に終日不在であったことを認めている14日を除いた67日（出発前に自宅等での活動が可能なため、県外への出発日は含む。）のうち、少なくとも59日については、本件建物の中で人が生活しているとみられる電気使用量の有意な上昇があった。

エ 水道の使用状況

(イ) 事業者発行の明細により確認・算出できる本件建物の水道の使用状況は次のとおり。なお、令和 4 年 12 月 14 日から令和 5 年 1 月 14 日までの期間については、電気の使用状況と同様に、当該期間の使用量 1 m<sup>3</sup>は令和 5 年 1 月 9 日から同年 14 日までの 6 日間に使用したものととして、1 日平均の使用量を推計している。

使用期間	使用量	1 日平均使用量
令和 4 年 11 月 12 日～12 月 13 日	0 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>
令和 4 年 12 月 14 日～令和 5 年 1 月 14 日	1 m <sup>3</sup>	0.167 m <sup>3</sup>
※うち 1 月 9 日～14 日の 6 日間のみ使用。		※推計値
令和 5 年 1 月 15 日～2 月 13 日	1 m <sup>3</sup>	
※積雪のため検針せず前月同値で見積り。		
令和 5 年 2 月 14 日～3 月 13 日	10 m <sup>3</sup>	0.190 m <sup>3</sup>
※前月の実際の使用量を含み、見積値を除く。		
令和 5 年 3 月 14 日～4 月 13 日	21 m <sup>3</sup>	0.677 m <sup>3</sup>

(イ) 東京都水道局の令和 2 年度生活用水実態調査によると、単身世帯の 1 か月あたりの平均使用水量は8.1m<sup>3</sup>であり、1 日平均にすると約0.27m<sup>3</sup>である。

オ ガスの使用状況

事業者発行の明細により確認・算出できる本件建物のガスの使用状況は、令和 4 年 12 月中旬から令和 5 年 3 月 16 日までの 3 か月間の使用量はいずれも 0 m<sup>3</sup>であり、令和 5 年 3 月 17 日から同年 4 月 17 日までの使用量は 2 m<sup>3</sup>であった。

カ 灯油の購入状況

(イ) 反射式石油ストーブに使用する灯油については、令和 5 年 1 月 29 日に 20 リットル、同年 2 月 15 日に 20 リットル、同年 27 日に 40 リットルを購入した領収書が存在する。

(ロ) 床暖房・パネルヒーター用ボイラー及び給湯用ボイラーで使用する灯油について、容量約 400 リットルのホームタンクに令和 5 年 1 月 8 日時点で概ね半分程度の灯油が残っていたという A 氏の説明があるほか、同年 2 月 18 日に灯油 183 リットルを購入した領収書がある。また、同年 4 月 9 日に灯油が切れ、同日 11 日に業者に給油してもらったと当選人は説明している。

(ハ) 総務省の家計調査（2023 年 1～3 月計）によると、青森市の 2 人以上世帯における令和 5 年 1 月～3 月期の灯油購入金額の平均は 40,840 円である。また、資源エネルギー庁の石油製品価格調査によると、青森県における令和 5 年 1 月～3 月の灯油店頭価格の平均は 1 リットルあたり、106.7 円である。これらを用いて試算すると青森市の 2 人以上世帯における令和 5 年 1 月～3 月期の灯油購入量の平均は 383 リットルである。

キ 県外等への外出

(イ) 令和 5 年 1 月 12 日から同年 14 日までの東京都及び八戸市への外出・宿泊については、八戸市のホテルに宿泊した際の領収書がある。

(ロ) 令和 5 年 1 月 18 日から同年 26 日までの仙台市、成田市及び東京都への外出・宿泊については、新青森駅売店のレジシート及び上野駅発新青森駅着の新幹線の領収書がある。

(ハ) 令和 5 年 1 月 31 日から同年 2 月 4 日までの鹿児島県への外出・宿泊については、青森空港の売店及び駐車場のレジシート並びに鹿児島空港への領収書がある。

(ニ) 令和 5 年 3 月 2 日から同年 4 日までの東京都への外出・宿泊については、東京都内の歯科医院の領収書がある。

(4) 当選人の政治活動等の状況

当選人の説明のほか、政治活動等の日時を記録した当選人作成の活動状況一覧表が提出されており、これらによると、当選人は本件期間において、青森市及びその近郊において 258 回にわたり辻立ち、街頭演説、インターネット配信等の政治活動及

び選挙運動や、党員との会議、会食及び外食等を行ったとしている。このうち、80回については、活動状況を撮影した写真やSNSへの投稿などの客観的資料（県内での実施が確認できないものを除く。）があり、当選人は本件期間のうち少なくとも61日は青森県内でこれらの政治活動等を行っていたことが認められる。

3 判断

(1) 当選人が本件建物で居住を開始した日について

前記認定事実を踏まえると、当選人は令和4年12月25日に青森市の本件住所地に住民登録を移し、令和5年1月8日に、支援者らとともに本件建物の雪片付けを行い、荷物を搬入した上で、翌日の同月9日からは連日複数の政治活動を行っていることが写真やSNSへの投稿で確認できることから、当選人の説明どおり同月12日から3日間は県外等に当選人が外出・宿泊していたとしても、同月9日には、青森市内の本件建物で居住を開始したものと認められる。

(2) 本件建物の権利関係について

本件建物については、当選人とA氏の間で契約書が作成されていたが、令和5年1月8日までは鍵の引き渡しが行われ、当選人が本件建物を使用できる状況が整えられており、また、A氏は平成31年4月から今日に至るまで、仙台市で勤務しており、本件建物を当選人に貸し出すにあたって、自らが本件建物を退去しなければならぬなどの支障はなかったものである。また、契約書を作成していなかったことや家賃の支払いを保留していることについても、従前からの知人同士の契約であることに鑑みれば、必ずしも不合理なものとははいえず、本件賃貸借契約については当選人とA氏の説明どおり締結されていたことが推定できる。

(3) 当選人の生活状況について

ア 令和5年1月9日以降、当選人が青森県内で食費・生活費等を支出した際のレシート及び領収書の写し並びに電子マネーの利用履歴の写しが152件提出されており、本件期間のうち、少なくとも64日は、当該購入をした日時において当選人が青森県内にいたことが認められる。

イ 本件建物における電気の使用状況について、令和5年1月9日から同年3月14日の期間の1か月あたりの電気使用量は、概ね単身世帯の平均的な1か月あたりの電気使用量よりは多く、2人世帯のそれよりはやや少ないものであるが、本件建物が単身世帯の住居としては相応しいことから、当選人が節約に努めたとしても、部屋の広さからエアコンに係る電気使用量が大きくならざるを得ないこと、また、単身世帯や2人世帯の住居では設置されていないことも多いパネルヒーター及び床暖房があり、これに係る電気使用量が大きくなったものと考えたと不自然とまではいえず、また、令和5年3月15日以降は電気使用量が増えていることも、選挙運動のため関係者の出入りが増えたという当選人の説明とも整合している。

ウ 令和5年1月19日以降はスマートフォンによって電気使用量が30分ごとに24時間記録されており、この結果を見ると、当選人が行動記録上本件建物を終日不在とした日を除く67日間のうち、59日は本件建物における電気使用量の有意な上昇があった。

エ 本件建物における水道の使用状況について、令和5年1月9日から同年3月13日までの期間の1か月あたりの使用量は、単身世帯の平均的な1か月あたりの水道使用量と比較すると少ないものではあるが、それでもトイレを複数回使用し、シャワーにより入浴を済ませることができ程度の使用量はあり、当選人が本件期間において自炊していなかった旨を説明していることも踏まえると、明らかに不自然であるとははいえない。また、同年3月14日以降、使用量が相当増加していることについては、女性党員2名が泊まり込み、かつ、台所で毎日料理を行っていたという当選人の説明とも整合している。

オ 本件建物における灯油の購入状況については、反射式石油ストーブ用の灯油を計80リットル購入しており、ポイラー用の灯油については、A氏の説明と当選人の灯油購入の記録から、およそ300リットルから400リットル程度の灯油を消費していたことが推定できる。これらを含ませた灯油消費量は、青森市の2人以上世帯における令和5年1月～3月期の灯油購入量の平均とほぼ同じ水準である。

暖房器具メーカーのカタログ値によると反射式石油ストーブの燃料消費量は、1時間あたり0.25リットル程度であり、1日に5時間使用した場合の消費量は1.25リットル、最初に灯油を購入した令和5年1月29日から同年4月9日までの71日間のうち当選人が県外に外出・宿泊していた8日間を除いた63日間で計算すると合計78.75リットル消費することになり、これは反射式石油ストーブ用の灯油購入量にほぼ相当する。ポイラー用の灯油については、給湯及び床暖房・パネルヒーターの使用によって消費されたものであり、その消費量は、単身世帯としては多いと考えられるものの、電気使用量の場合と同様に本件建物が単身世帯の住居としては大きく、暖房設備が充実していることを考慮すれば不自然とまではいえず、当選人が主に反射式石油ストーブを暖房として使用しながら、エアコン及び床暖房・パネルヒーターを併用していたという説明とも整合する。

(4) 当選人の活動状況について

証書書類として提出された活動状況一覧表は、当選人が作成したものであり、それのみでは客観的な証拠とはいえないが、当選人が活動状況に記載した本件期間における立ちや街頭演説等の活動のうち80回については、当該活動を撮影した写真やSNSへの投稿などの客観的な証拠があり、当選人は本件期間中、少なくとも61日は青森県内において活動していたことが認められる。また、活動自体の客観的な証拠はなくても、活動場所付近で買い物や食事をした領収書や、活動時間から推測される帰宅時間帯において本件建物のスマートフォンで電気使用量が上昇し

た記録など、その他の客観的な証拠と整合するものが多数ある。

(5) 本件住所地以外での生活の可能性及び当選人の生活の本拠について

ア 本件選挙は青森市を選挙区としており、当選人は、青森県内において、本件住所地以外に生活の本拠となり得るような場所を確保する必要性や合理性はないものと認められる。

イ 当選人は青森市に転居する前は、東京都墨田区の実家に住所を置き、東京都を拠点として事業活動を行っていたことは当選人も説明しているところである。このため、東京都の実家が引き続き当選人の生活の本拠であった可能性も含め、当選人の証言及び証拠書類等から認定した事実に基づき検討すると、別表のとおり、本件期間（91日間）において、当選人が本件建物に終日不在であったと説明している16日（県外への外出・宿泊をしていた合計20日から、それぞれの出発日4日を除く。）を除くすべての日（75日）について、当選人の青森県内における生活費や食費の支出、政治活動の実施及び本件建物における当選人の不在時とは異なる電気使用量の有意な上昇など、本件住所地で当選人が生活していたことを推認させる客観的な資料が1つ以上存在するのであって、これらの目において、当該資料が示す時刻を避けて当選人が県外まで移動し寝起きしていたというのは、物理的には不可能ではないとしても、著しく不合理であるといわざるを得ず、本件期間において、当選人の生活の本拠は青森県内すなわち本件住所地にあったと認められる。

ウ 当選人が本件期間において運転免許証及び自分名義の銀行口座の住所変更を行わないままであったことや、登記簿上のB社の本店所在地及びC法人の主たる事務所の所在地並びに各法人名義の銀行口座の住所について変更の手続をしていなかったことについては、選挙権の要件としての住所は、客観的な生活の本拠たる実態を具備しているか否かによって決定すべきとされているところ、前記イでも説示したとおり、当選人が本件住所地において生活していたことを推認させる多数の客観的資料が存在しており、また、これらの変更手続をしていなかったことによる具体的な当選人の生活上の支障や、B社及びC法人の事業活動上の支障が生じないことも考慮すると、当選人の生活の本拠が本件住所地にあったという認定を覆すに足りる事情とはいえない。

エ また、本件期間における当選人の県外への外出・宿泊については、その内訳を見ると、東京都及び八戸市に3日間、仙台市、成田市及び東京都に9日間、鹿児島県に5日間、東京都に3日間と、いずれも短期間であり、これらの期間に東京都の実家等に宿泊した日があったとしても、当選人が本件住所地で生活していたという認定に影響を与えるものではない。

(6) まとめ

以上により、当選人は、令和5年4月9日の時点で引き続き3か月以上、本件住

所地を生活の本拠としており、青森県青森市の区域内に住所を有していたと認められるので、本件選挙の被選挙権を有している。

第3 結論

以上によれば、申出人の本件異議の申出は、理由がない。よって、当委員会は本文のとおり決定する。

令和5年9月8日

青森県選挙管理委員会  
委員長 畑 井 義 徳

法第207条の規定により、この決定に不服のあるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、仙台高等裁判所に訴訟を提起することができる。

別表

1月8日			街頭演説、雪片付け・ミーティング、市議後援会新年会	県内に不在であったと自ら説明する日
1月9日			街頭演説①、街頭演説②、オンライン会議、会議	
1月10日	1件		辻立ち、オンライン会議、事務手続、休憩(喫茶店)、オンライン会議	
1月11日			街頭演説、記者会見、隣家挨拶、外食	
1月12日	1件		出版記念パーティー司会(東京都)	夜外泊
1月13日			荷物整理(東京都)	終日不在
1月14日			研修(八戸市)	終日不在
1月15日	1件		街頭演説、外食、会議	
1月16日	8件		街頭演説、町会費支払い、オンライン会議	
1月17日			街頭演説、オンライン会議①、オンライン会議②、外食	
1月18日	3件		辻立ち、オンライン会議、町会長訪問、講演会(仙台市)	夜外泊
1月19日		(スマートフォンメーカーの設置日)	研修会(成田市)	終日不在
1月20日			研修会(成田市)	終日不在
1月21日			チラシ等作成・打ち合わせ(東京都)、オンライン会議(東京都)	終日不在
1月22日			オンライン会議(東京都)	終日不在
1月23日			チラシ等作成・打ち合わせ(東京都)、オンラインセミナー(東京都)	終日不在
1月24日			オンライン会議①(東京都)、オンライン会議②(東京都)	終日不在
1月25日			党記者会見(参議院議員会館)、党勉強会・動画収録(東京都)	終日不在
1月26日				終日不在
1月27日		有り	チラシ等作成・打ち合わせ、自宅前で写真撮影	
1月28日	1件	有り	街頭演説、集会、後援会交流会	
1月29日	4件	有り	街頭演説、会議	
1月30日	5件	有り	街頭演説、インターネット配信	
1月31日	2件		街頭演説、オンライン会議	夜外泊
2月1日			お寺お籠り修行(鹿児島)	終日不在

2月2日			お寺お籠り修行(鹿児島)	終日不在
2月3日			お寺お籠り修行(鹿児島)	終日不在
2月4日			お寺お籠り修行(鹿児島)	終日不在
2月5日	2件	有り	街頭演説、オンライン会議	
2月6日	2件	有り	辻立ち、あいさつ回り、オンライン集会	
2月7日	3件	有り	辻立ち、オンライン会議、駅立ち、外食	
2月8日	2件	有り	辻立ち、あいさつ回り	
2月9日	2件	有り	辻立ち、オンライン会議、あいさつ回り、集会	
2月10日	1件	有り	辻立ち、あいさつ回り、外食、オンライン会議	
2月11日	6件	有り	街頭演説、外食、ピラ配り、外食	
2月12日	3件	有り	あいさつ回り、街頭演説、オンライン会議、友人が事務所訪問	
2月13日	2件	有り	辻立ち、あいさつ回り、ポスター受け取り、オンライン集会	
2月14日	2件	有り	辻立ち、オンライン会議、あいさつ回り、インターネット配信	
2月15日	3件	有り	辻立ち、あいさつ回り①、外食、あいさつ回り②	
2月16日	3件		辻立ち、あいさつ回り	
2月17日	4件		辻立ち、外食①、外食②、あいさつ回り	
2月18日	2件		あいさつ回り①、街頭演説、あいさつ回り②、オンライン会議	
2月19日	4件		あいさつ回り、ピラ配り、オンライン会議	
2月20日	2件	有り	辻立ち、オンライン会議	
2月21日	1件		辻立ち、あいさつ回り、チラシ作成作業、県主催会議	
2月22日	2件	有り	自宅雪片付け、経営者セミナー、オンライン集会、会議	
2月23日	3件	有り	オンライン選挙セミナー、あいさつ回り	
2月24日	2件		辻立ち、チラシ作成、集会	
2月25日	3件	有り	あいさつ回り①、あいさつ回り②、集会	
2月26日	2件	有り	あいさつ回り、弘前タウンミーティング、オンライン会議	
2月27日	5件	有り	辻立ち、あいさつ回り、会議①、会議②	
2月28日	2件	有り	辻立ち、オンライン会議、立候補者説明会、駅立ち、あいさつ回り	

3月1日	生活費等の支出の記録	電気使用量の有意な上昇	政治活動等の記録 (下線は写真等の客観的資料のあるもの)	県内に不在であったと自ら説明する日
3月2日	5件	有り	辻立ち、あいさつ回り、駅立ち	
3月3日		有り	辻立ち	夜外泊
3月4日			歯科 (東京都)	終日不在
3月5日			党大会 (東京都)	終日不在
3月6日	1件	有り	あいさつ回り、 <b>街頭演説</b> 、会議、インターネット配信	
3月7日	2件	有り	<b>辻立ち</b> 、あいさつ回り①、街頭演説、あいさつ回り②、オンライン会議	
3月8日	1件	有り	<b>辻立ち</b> 、あいさつ回り、会議、オンライン会議	
3月9日	3件	有り	あいさつ回り、事務所で面会、会食	
3月10日	2件	有り	<b>事務所開き</b> 、あいさつ回り、 <b>外食</b> 、集会	
3月11日	2件	有り	あいさつ回り、オンライン会議	
3月12日	5件	有り	<b>街頭演説</b> 、 <b>外食</b> 、あいさつ回り、会食	
3月13日	あり	有り	あいさつ回り、 <b>街頭演説</b> 、あいさつ回り、オンライン会議	
3月14日	2件	有り	<b>辻立ち</b> 、あいさつ回り、街頭演説、オンラインミニ講演	
3月15日	2件	有り	辻立ち、オンライン会議、研修 (八戸市・日帰り)	
3月16日	2件	有り	<b>辻立ち</b> 、 <b>外食</b> 、あいさつ回り、チラシ入稿	
3月17日	2件	有り	<b>辻立ち</b> 、あいさつ回り、集会	
3月18日	3件	有り	<b>辻立ち</b> 、 <b>外食</b> 、街頭演説、会食	
3月19日	1件	有り	風力発電計画説明会、あいさつ回り、オンライン会議	
3月20日	1件	有り	あいさつ回り①、 <b>外食</b> 、 <b>街頭演説</b> 、あいさつ回り②、会議	
3月21日	2件	有り	<b>辻立ち</b> 、駅立ち	
3月22日	1件	有り	<b>街頭演説</b> 、タウンミーティング	
3月23日	3件	有り	<b>辻立ち</b> 、あいさつ回り	
3月24日	3件	有り	辻立ち、ホームページ打ち合わせ、集会	
3月25日	1件	有り	<b>辻立ち</b> 、あいさつ回り、 <b>インターネット配信</b>	
3月26日	2件	有り	あいさつ回り、 <b>街頭演説</b>	
3月27日	3件	有り	あいさつ回り①、会食、あいさつ回り②	
3月28日	2件	有り	<b>辻立ち</b> 、あいさつ回り、 <b>経営研究会</b>	
3月28日	1件	有り	<b>街頭演説</b> ①、 <b>街頭演説</b> ②、 <b>街頭演説</b> ③	

3月29日	生活費等の支出の記録	電気使用量の有意な上昇	政治活動等の記録 (下線は写真等の客観的資料のあるもの)	県内に不在であったと自ら説明する日
3月29日	2件	有り	ホームページ打ち合わせ、 <b>インターネット配信</b>	
3月30日	4件	有り	<b>辻立ち</b> 、あいさつ回り、ミーティング	
3月31日		有り	<b>街頭演説</b> ①、 <b>街頭演説</b> ②、 <b>街頭演説</b> ③、 <b>街頭演説</b> ④	
4月1日	1件	有り	<b>街頭演説</b> ①、 <b>街頭演説</b> ②、 <b>街頭演説</b> ③	
4月2日	1件	有り	<b>街頭演説</b> ①、 <b>街頭演説</b> ②、 <b>街頭演説</b> ③、 <b>街頭演説</b> ④、 <b>街頭演説</b> ⑤	
4月3日	1件	有り	辻立ち、 <b>街頭演説</b> ①、 <b>街頭演説</b> ②、 <b>街頭演説</b> ③	
4月4日		有り	辻立ち、 <b>街頭演説</b> ①、 <b>街頭演説</b> ②、 <b>街頭演説</b> ③、 <b>街頭演説</b> ④	
4月5日	1件	有り	辻立ち、 <b>街頭演説</b> ①、 <b>街頭演説</b> ②、 <b>街頭演説</b> ③、 <b>街頭演説</b> ④、 <b>街頭演説</b> ⑤	
4月6日		有り	<b>辻立ち</b> 、 <b>街頭演説</b> ①、 <b>街頭演説</b> ②、 <b>街頭演説</b> ③、 <b>街頭演説</b> ④、 <b>街頭演説</b> ⑤、 <b>街頭演説</b> ⑥	
4月7日		有り	辻立ち、 <b>街頭演説</b> ①、 <b>街頭演説</b> ②、 <b>街頭演説</b> ③、 <b>街頭演説</b> ④、 <b>個人演説会</b>	
4月8日	1件	有り	<b>街頭演説</b> ①、 <b>街頭演説</b> ②、 <b>街頭演説</b> ③、 <b>街頭演説</b> ④、 <b>街頭演説</b> ⑤、 <b>街頭演説</b> ⑥、 <b>街頭演説</b> ⑦	
4月9日		有り	投票、 <b>福祉で折戻</b> 、 <b>外食</b>	

(発行人・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県青森市	(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十八円九十銭
-------------------------------------	--	-------------------------------